土木工事における適正な工期設定のガイドライン

（森林土木工事編）

令和６年６月

令和８年１１月（改定）

松江市

建設工事監理室

目　次

１　目　　的　・・・　1

２　対象工事　・・・　1

３　工期設定

(1)　工期設定の考え方　・・・　1

(2)　用語の定義　・・・　2

(3)　適正な工期の設定　・・・　3

ア　工事発注段階

1)　全体工期に含むべき日数・期間の設定　・・・　4
（参考図）工期の構成
2)　工期の算定方法（運用）　・・・　10
3)　工期設定の条件明示　・・・　12

イ　施工段階
1)　工事工程クリティカルパスの共有　・・・　15
2)　工期の変更　・・・　15
3)　工期変更に伴う間接工事費の変更　・・・　16

ウ　工事完成後
・　工事実績の調査　・・・　16

エ　適切な工期設定のためのチェックリスト　・・・　16

（参考）　実施フロー　・・・　19

１　目　的

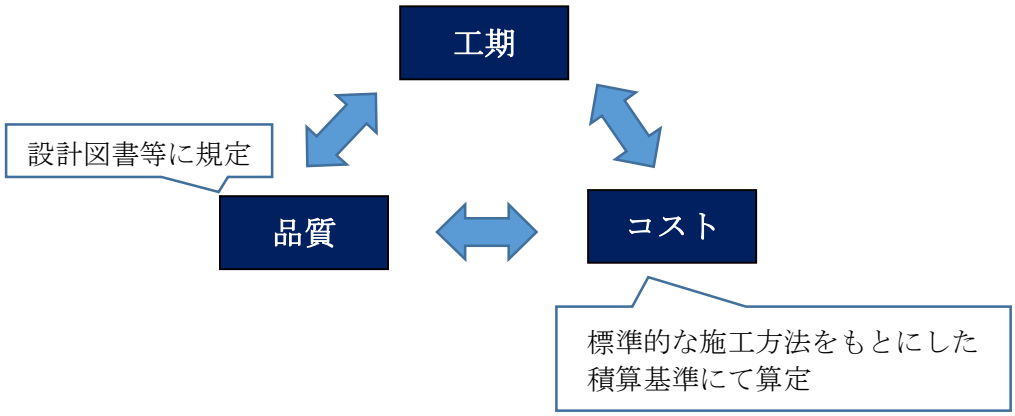
令和元年６月の品確法の改正により、「適正な工期設定」が発注者の責務として明確に位置付けられた。また、労働基準法の改正により、建設業については、令和６年４月１日から罰則付きの時間外労働規制が適用されている。

こうした中、国土交通省は、令和２年３月に「直轄土木工事における適正な工期設定指針」を策定し、また、中央建設業審議会は、同年７月に「工期に関する基準」を作成し、公共工事発注機関などに対して、その実施を勧告したところである。

本ガイドラインは、このような状況を踏まえ、松江市発注の公共工事における適正な工期設定を行うための考え方を示すものである。

※「適正な工期」とは…

設計図書に規定する品質の工事目的物を、標準的な施工方法（コスト）によって施工する際に必要となる工期のこと。



２　対象工事

松江市が発注する森林土木工事を対象とする。

ただし、以下の工事を除く。

①随意契約を適用する応急復旧工事

②森林整備工事

３　工期設定

(1) 工期設定の考え方

工期の設定にあたっては、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、次に掲げる事項等を適切に考慮する。

＜工期の設定に当たり、考慮する事項等＞

・工事に従事する者の休日（週休２日に加え、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）
・建設業者が施工に先立って行う、労務や資機材の調達、現地調査、現場事務所の設置等の準備期間
・工事完成後の自主検査、清掃等を含む後片付け期間
・降雨降雪日、出水期等の作業不能日数
・用地取得や道路管理者との調整等、工事着手前に発注者が対応すべき事項がある場合には、その手続に要する期間（原則、用地取得が未了の場合は工事を行ってはならない）
・過去の同種、類似工事において当初の見込みよりも長い工期を要した実績が多いと認められる場合には、当該工期の実績

(2) 用語の定義

□実工期

契約図書に明示した工事を実施するために要する期間で、準備期間及び後片付け期間を含む工事着手日（工事開始日）から工事完成日までの期間をいう。

□準備工事等着手

契約締結日の翌日以降、実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

□準備期間

工事着手日（工事開始日）から本体工事（工事目的物を施工するための工事）や仮設工事（工事の施工及び完成に必要とされる各種の仮工事）の着手までの期間をいう。本体工事の着手後間もなく、重建設機械の組立及び輸送が必要となる場合は、組立及び輸送に要する期間を準備期間の中で考慮する。

□後片付け期間

工事の完成に際して、受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分の清掃等に要する期間をいう。本体工事に重建設機械の分解・片付けに要する期間が入っていない場合は、後片付け期間の中で考慮する。また、必要に応じて、検査に要する各種電子データの作成に要する事務作業期間を反映する。

□余裕期間

契約締結日の翌日から、工事着手日（工事開始日）の前日までの期間をいう。

余裕期間中は、監理技術者又は主任技術者及び現場代理人を配置することを要しない。また、資材等の準備を行うことはできるが、現場への搬入、仮設物

の設置等、工事の着手を行ってはならない。

□施工に必要な実日数

種別・細別毎の日当たり標準作業量と積算数量、施工の諸条件（施工パーティ（班）数、施工時間など）により算出される実働日数のことをいう。

□不稼働日

行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日及び夏季休暇（以下「休日」という。）、降雨日、降雪期等の作業不能日（以下「天候等による作業不能日」という。）や、現場状況（地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事の進捗状況等）により作業不能となる日（以下「その他の作業不能日」という。）をいう。

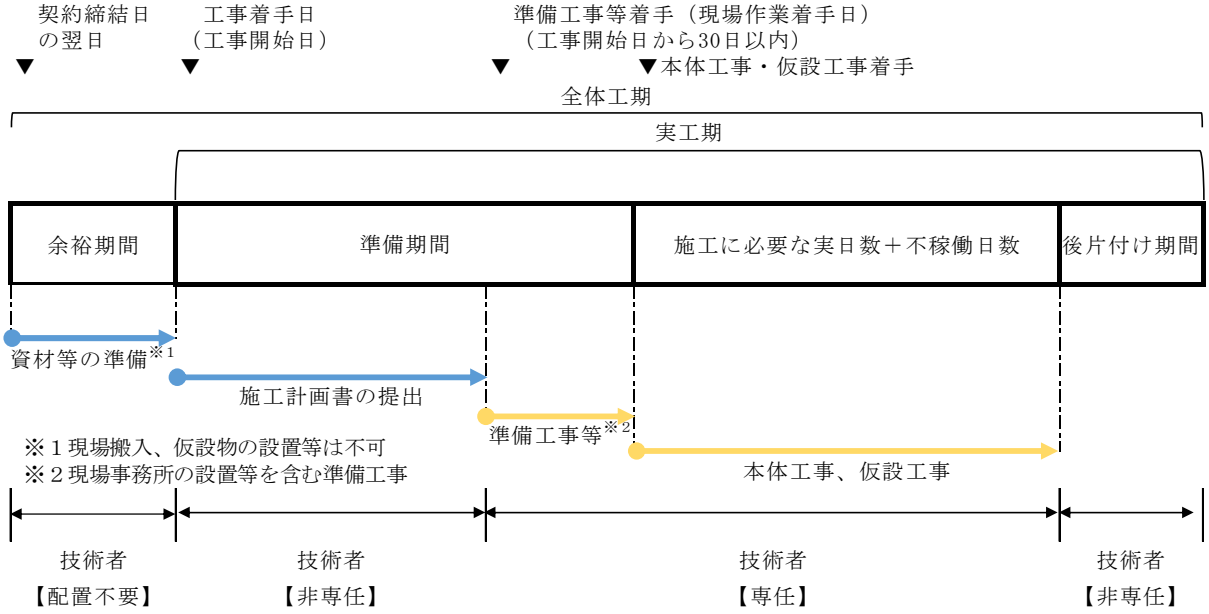
□雨休率

休日と天候等による作業不能日の年間の発生率をいう。

□全体工期

余裕期間と実工期を合わせた期間をいう。

［余裕期間設定工事の場合の例］



(3) 適正な工期の設定

建設工事は、天候不順や地震・台風などの自然災害のほか、建設工事に従事する者の休日の確保、現場の状況、関係者との調整等、工期に影響を与える様々な要素があり、工期設定においては、こうした要素を考慮して適正な工期を設定する必要がある。

ア　工事発注段階

1）全体工期に含むべき日数・期間の設定

全体工期に含むべき日数・期間として、以下の日数・期間を適切に設定する。

①余裕期間

余裕期間を設定する場合は、契約ごとに工期の30%を超えず、かつ60日を超えない範囲内で期間を設定することができる。余裕期間制度については、ⅰ）ⅱ）ⅲ）いずれかの方式の活用を検討する。

ⅰ）発注者指定方式

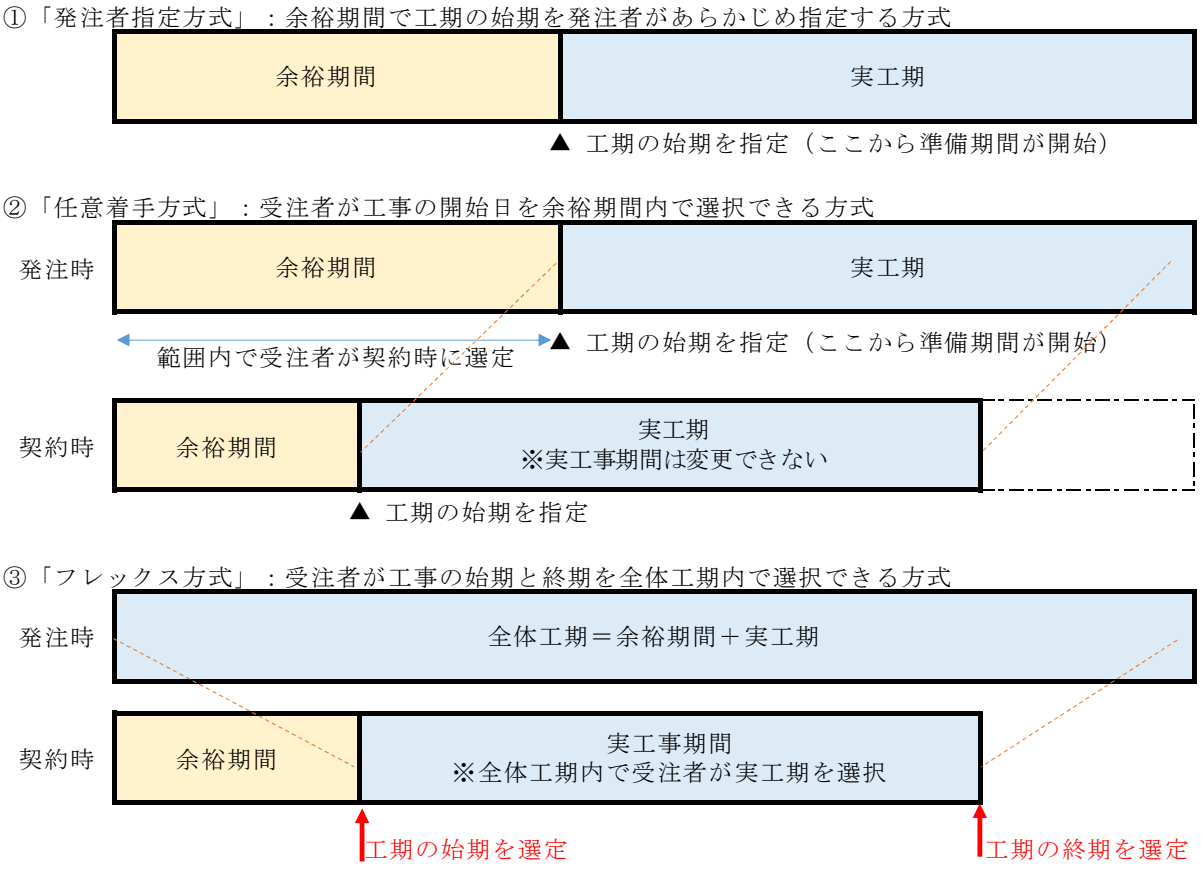
発注者が工期の始期日を指定する方式をいう。

ⅱ）任意着手方式

発注者が示した工期の始期日期限までの間に、受注者が工期の始期日を選択できる方式をいう。

ⅲ）フレックス方式

発注者が示した全体工期の間で、受注者が工期の始期日と終期日を選択できる方式をいう。



詳細については、最新の「松江市余裕期間設定工事試行要領」を確認するこ

と。

②準備期間

準備期間は、工種区分に応じて別表１に記載の日数以上で設定するものとする。

別表１　準備・後片付け期間

工種区分	準備期間		後片付け期間	
	日数	備考	日数	備考
河川工事	４０日		２０日	
河川・道路構造物工事	４０日	プレテン桁を含む	２０日	
治山・地すべり工事	３０日		１０日	
海岸工事	３０日		１０日	
森林整備Ａ	３０日		１５日	
森林整備Ｂ	２０日		１５日	
道路工事	３０日		１０日	
鋼橋架設工事	９０日	照査、材料手間期間を含む	２０日	
ＰＣ橋工事	７０日	支承製作を含む※注１	２０日	
舗装工事	５０日		２０日	
橋梁舗装工事	６０日		２０日	
道路維持工事	５０日		２０日	
トンネル工事	８０日	トンネル仮設備（プラント等）設置期間は含まない	２０日	

※注１　ＰＣ橋工事

支承製作が実作業着手に影響がある場合、影響がない場合のどちらにも適用する。

なお、支承製作は水平力分散ゴム支承、免震支承（高減衰ゴム）、機能分離支承を想定しており、鋼製支承、免震支承（鉛プラグ入り）、その他特殊な支承の場合や、メッキ以外の防錆処理（塗装、金属溶射）を行う場合は別途考慮する。

③施工に必要な実日数

施工に必要な実日数（実働日数）は、建設工事積算基準等の「作業日当り標準作業量」に示す歩掛の作業日当たり標準作業量から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出する。その際、パーティ数は原則１パーティ（班）で設定することとし、施工箇所が点在する工事においても、施工箇所ごとの施工体制では

なく、1パーティによる施工を前提として工期設定する。ただし、工事全体の施工の効率性や完成時期なども考慮の上、パーティ数を変更することもできる。

なお、工事を行う地域により作業の制限・制約を受ける場合には、その条件を考慮した作業日当り作業量から当該工事の数量を施工するために必要な日数を算出するものとする。

＜作業制限・制約の例＞

・鉄道近接、航空制限などの立地に係る制約条件
・車両の搬出入量の制限や搬出入時間の制限
・道路の荷重制限
・スクールゾーンにおける通行時間の制限
・搬入路、搬入口、搬入時間等の制限によって、工程や工期の見直しが必要となる場合
・周辺への振動、騒音、粉塵、臭気、工事車両の通行量等に配慮した作業や通行時間の制限

④不稼働日数

不稼働日数は、「休日」、「天候等による作業不能日」、「その他の作業不能日」の合計の日数を設定するものとする。

ⅰ）休日及びⅱ）天候等による作業不能日

「休日」及び「天候等による作業不能日」は、工事ごとに個別に積み上げるのではなく、地域ごとの雨休率をもとに設定するものとする。

「休日」は、行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日（年末年始休暇（６日）を含む）及び夏季休暇（３日）とする。これは、月単位での４週８休を確保することを前提として設定する。なお、ここで「行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日」は、あくまで工期を算出するために設定しているものであるため、各工事の施工計画等における休日は、受注者の法定休日や所定休日を基に定めることになる。ただし、社会的要請・自然的制約により施工を急ぐ必要がある工事等については、必要な経費を計上したうえで、現場閉所を行わなくても技術者及び技能労働者が交替しながら４週８休以上の休日を確保するよう留意する。

「天候等による作業不能日」は、別表２のとおり①１日の降雨・降雪量が10㎜/日以上の日、②８時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数（少数第１位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）とし、過去５か年の気象庁のデータより地域ごとの年間の平均発生日数を算出するものと

する。

なお、当初発注時における雨休率については、「雨休率（α）：０．８２（４週８休）」を適用する。

別表２　降雨降雪、猛暑日日数

観測所・ 地点名称	①降雨降雪日日数 〔日/年〕	②猛暑日日数 〔日/年〕
松江、鹿島、 横田	３５	6

ⅲ）その他の作業不能日

「その他の作業不能日」は、工事ごとに次のことを考慮するものとする。

ア）工事の性格の考慮

工事を行うにあたっては、工事特有の条件があり、現場状況（地形的な特性､地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等）により作業不能となる日を考慮した工期設定を行う必要がある場合もあるので、その日数を必要に応じて加算する。

イ）地域の実情の考慮

当該工事を行う地域において、何らかの理由（出水期、積雪期、地域の祭りなど）により施工出来ない期間等がある場合は、それに伴う日数を必要に応じて加算する。

＜地域の実情に応じた作業制限の例＞

・河川の出水期における作業制限
・寒冷・多雪地域における冬季休止期間
・地元の催事等に合わせた特別休暇・不稼働日
・駅伝やお祭り等、交通規制が行われる期間
・農業用水等の灌漑期間
・海、河川魚類等の産卵時期・期間
・絶滅危惧種など生息動植物への配慮
・夜間作業を伴う工事における騒音規制等への対応と労務確保

ウ）その他

上記ア）､イ）以外の事情がある場合は、適切に見込むものとする。

⑤後片付け期間

後片付けに要する期間は、別表１に記載の日数以上で設定し、工事規模や地域の状況、重建設機械の分解・片付け等に応じて設定するものとする。

⑥工期設定

工期（実工期）は、工事工程クリティカルパス（工程上の重要ポイント）を考慮のうえ、上記②～⑤により設定した日数を合計して算出する。

工期＝準備期間＋施工に必要な実日数＋不稼働日数＋後片付け期間

⑦工期設定日数の確認

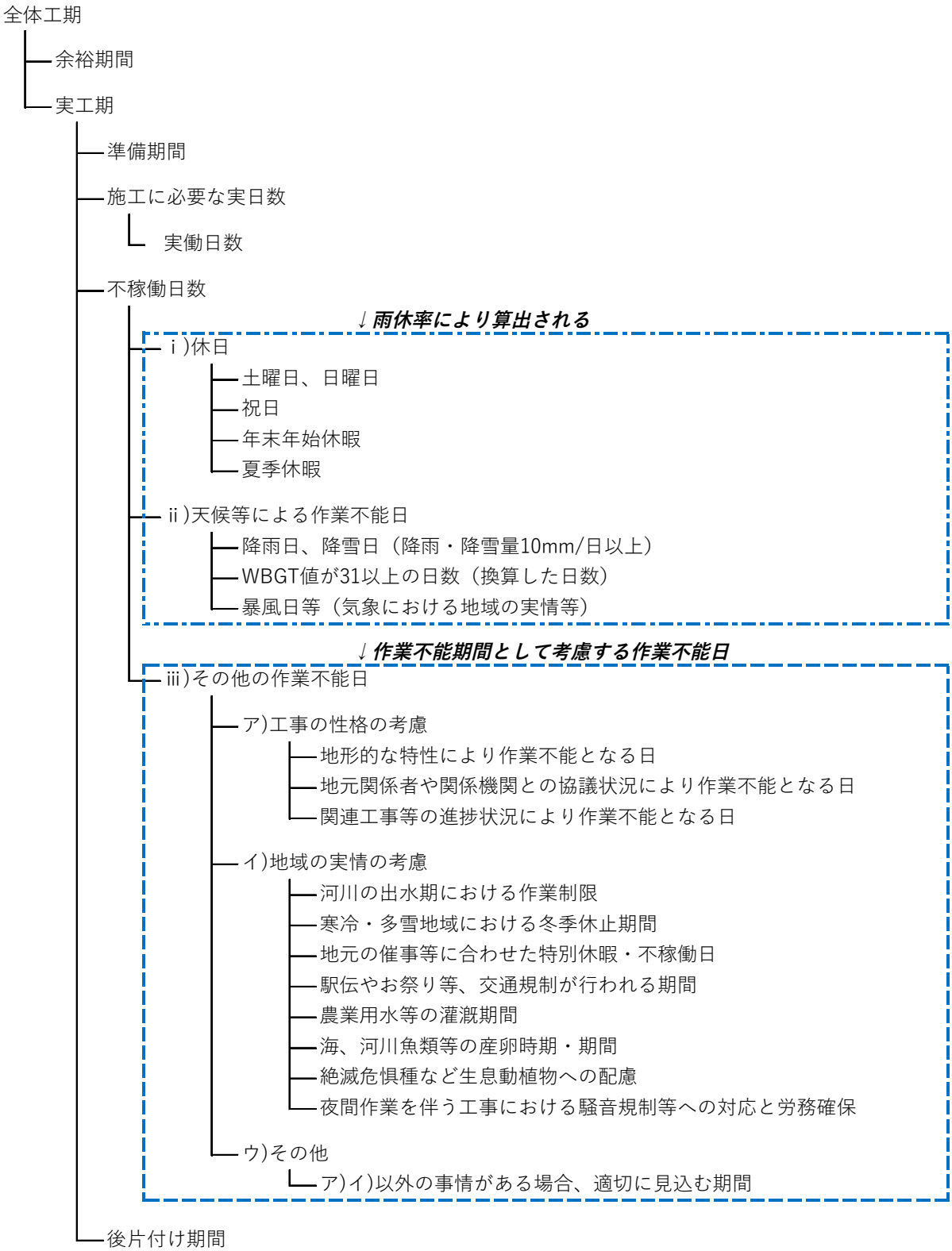
上記⑥で算出した合計日数を過去の同種・類似工事で実際に要した工期と比べることにより、工期日数の妥当性を確認する。

過去の同種・類似工事で実際に要した工期と比べて、概ね10%以上乖離している場合は、工程を再確認し、必要に応じて工期を見直す。

工期の妥当性については、国が過去５年間の実績をもとに作成した、別添の「工種区分の直接工事費と実工期の相関分布」を参考に確認してよい。

ただし、土木工事においては、その地域や箇所の特性等から工種や工事金額規模が同じであっても、必ずしも必要な工期が同じになるとは限らないことに留意するものとする。

（参考図）工期の構成


全体工期
余裕期間
実工期
準備期間
施工に必要な実日数
実働日数
不稼働日数
↓雨休率により算出される
ⅰ)休日
土曜日、日曜日
祝日
年末年始休暇
夏季休暇
ⅱ)天候等による作業不能日
降雨日、降雪日（降雨・降雪量10mm/日以上）
WBGT値が31以上の日数（換算した日数）
暴風日等（気象における地域の実情等）
↓作業不能期間として考慮する作業不能日
ⅲ)その他の作業不能日
ア)工事の性格の考慮
地形的な特性により作業不能となる日
地元関係者や関係機関との協議状況により作業不能となる日
関連工事等の進捗状況により作業不能となる日
イ)地域の実情の考慮
河川の出水期における作業制限
寒冷・多雪地域における冬季休止期間
地元の催事等に合わせた特別休暇・不稼働日
駅伝やお祭り等、交通規制が行われる期間
農業用水等の灌漑期間
海、河川魚類等の産卵時期・期間
絶滅危惧種など生息動植物への配慮
夜間作業を伴う工事における騒音規制等への対応と労務確保
ウ)その他
ア)イ)以外の事情がある場合、適切に見込む期間
後片付け期間

2) 工期の算定方法（運用）

工期設定にあたっては、積み上げ方式による工期設定を基本とするが、簡便式による工期設定も選択できるものとする。

なお、簡便式による場合については過去の同種・類似工事で実際に要した工期と比べることにより、工期の妥当性を確認のうえ使用すること。

ｉ）積み上げ方式による工期設定

①準備期間、後片付け期間については、別表１のとおりとする。なお、別表１に記載がない工種区分については、準備期間40日、後片付け期間20日をそれぞれ最低必要日数として工事内容等に合わせて設定すること。

②施工に必要な実日数の算定にあたっては、各作業の工事数量を、建設工事積算基準「第Ｉ編第17章①作業日当り標準作業量」及び「第Ｉ編第17章②市場単価の１日当り標準施工量」等に記載されている作業日当り標準作業量で除し、これに不稼働日数を加えて延べ日数を算出し、施工順序を考慮して算出することを標準とする。ただし、通年行うべき保守（維持）工事等は除く。また、建設工事積算基準「第Ｉ編第17章①作業日当り標準作業量」及び「第Ｉ編第17章②市場単価の１日当り標準施工量」等に記載がない場合については、歩掛見積時に「作業日当り標準作業量」をあわせて徴取するなどし、別途考慮すること。

③積み上げ方式により工期設定する場合は、これまでの同種類似工事で実際にかかった工期と比べることにより、工期日数の妥当性を確認する（目安としては、実績値の－10％以上乖離した場合に設計工程等を確認する）。下記の標準工期試算式（参考値）を用いて算出した工期がこれまでの実績の平均日数であり、この日数を参考とする。

【標準工期試算式（参考値）】

$T = A \times P^{b}$

Ｔ：総工期（準備，後片付け含む）

Ｐ：直接工事費（単位：円）

Ａ，ｂ：係数（別表３）

別表３

工種	A	b
河川工事	6.5	0.1981
河川・道路構造物工事	1.0	0.3102
海岸工事	0.6	0.3265
道路工事	2.2	0.2637
鋼橋架設工事	4.5	0.2373
ＰＣ橋工事	0.9	0.3154
舗装工事	9.9	0.1753
治山・地すべり等工事	4.6	0.2263
道路維持工事	19.9	0.1422

ⅱ）簡便式による工期設定

総工期を以下の標準工期算定式により算出することができる。ただし、この場合は、受注後に受注者との協議を踏まえ積み上げ方式に変更することができる。協議においては、施工順序や班編成、クリティカルパス（工程上の重要ポイント）等を受注者からヒアリングのうえ、工期を設定すること。

$T = A \times P^{b} \times 1.21$

Ｔ：　総工期（準備期間，後片付け期間，不稼働日含む）

Ｐ：　直接工事費（単位：円）

Ａ，ｂ：　係数（別表３）

3) 工期設定の条件明示

工期設定に係る条件については、特記仕様書に明示するものとする。

【設計図書に明示する事項（積み上げ方式）】

①準備期間（日数）
②後片付け期間（日数）
③雨休率（α）
④関係機関協議や地元調整等により工期に影響がある場合は、その作業不能期間(日数)
⑤施工パーティ(班)数を特別に増やしている場合は、見込んでいるパーティ(班)数
⑥備考（①～⑤以外で特別に工期に影響のある事項等）

【設計図書に明示する事項（簡便式）】

①関係機関協議や地元調整等により工期に影響がある場合は、その作業不能期間(日数)
②備考（①以外で特別に工期に影響のある事項等）

※最新の特記仕様書を確認の上、使用すること。

特記仕様書の作成例(積み上げ方式)

工期に関する特記仕様書（森林土木）

１．当初工期の日数算出方法

積み上げ方式による工期設定

簡便式による工期設定の場合は、別シート

上記が「その他」の場合の具体的な設定方法

２．当初工期の設定において、制限となる事項の有無

制限ありとする例
例1：当該箇所は、*年*月*日に供用予定
例2：当該箇所は、*年*月中旬ごろから耕作に使用

上記が「制限あり」の場合、その具体的な理由

３．当初工期に見込んでいる各種日数

ｉ）工期は、雨天・休日等○○日（雨休率0.82）を見込み、設定している。
なお、休日等には、日曜日・祝日、夏季休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
工期には施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

総工期	○日間
①準備期間	○日間
②後片付け期間	○日間
③雨休率※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数	0.82
④雨休率以外の作業不能期間	○日間
⑤施工パーティ（班）数	○班
⑥備考（①～⑤以外で特別に工期に影響のある事項等）	○日間

あれば具体的に記載すること。
関係機関協議や地元調整等に要する期間を記載する。

原則１班とするが、工事全体の施工の効率性や完成時期なども考慮の上、パーティ数を変更することもで

あれば具体的に記載すること。

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。
イ）1 日の降雨・降雪量が10㎜ 以上の日：35日/年
ロ）8 時から17 時までのWBGT 値が31 以上の時間を足し合わせた日数：6日/年
（小数第１位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）
過去5か年の気象庁（松江、鹿島、横田観測所）及び環境省（松江、鹿島、横田地点）のデータより年間の平均発生日数を算出

ⅱ）著しい悪天候や気象状況により「天候等による作業不可能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

４．当初工期の確認

受注者は発注者が定めた当初工期日数について、適正な工期日数であるかを速やかに確認しなければならない。
なお、この結果は受発注者双方が共有するものとする。

５．当初算定工期及び施工中における工期の変更方法

松江市建設工事請負契約約款第２４条に基づく協議に関して、受注者は当初算定工期について、工事工程のクリティカルパス等を明確にした上で協議することが出来る。
なお、発注者は受注者が作成した工程が妥当であると判断でき、当初発注時の工期では工事完了が困難であると認められる場合には、「土木工事における適正な工期設定のガイドライン」に基づき、工期の変更に応じるなど適切な措置を講じなければならない。
また、施工中に生じた不測の事態のため、工期延期が必要となった場合についても、上記に準じて行うものとする。

６．受注者の工期検討及び受発注者の役割について

当初工期の変更が必要と判断した場合、または前工程で受注者の責によらない事象で工程遅延が発生する等により適正な工期を確保できなくなった場合は、受注者は速やかに発注者にその旨を報告し、元下間で協議・合意した結果を以て発注者と協議を行うものとする。発注者は協議があったときは、工期変更等の方針を明確にしなければならない。

※最新の特記仕様書を確認の上、使用すること。

特記仕様書の作成例(簡便式)

工期に関する特記仕様書（森林土木）

１．当初工期の日数算出方法

簡便式による工期算定

制限ありとする例
例1：当該箇所は、*年*月*日に供用予定
例2：当該箇所は、*年*月中旬ごろから耕作に使用

２．当初工期の設定において、制限となる事項の有無

上記が「制限あり」の場合、その具体的な理由

３．当初工期に見込んでいる各種日数

・工期は、日曜日・祝日、夏季休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
工期には施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

あれば具体的に記載すること。
関係機関協議や地元調整等に要する期間を記載す

あれば具体的に記載すること。
①以外で特別に工期に影響のある事項等を記載す

総工期		○日間
①作業不能期間		○日間
②備考		○日間

４．当初工期の確認

受注者は発注者が定めた当初工期日数について、適正な工期日数であるかを速やかに確認しなければならない。

なお、当初工期については、簡便式による算定を行っていることから受注者の確認結果との乖離が認められた場合は、積み上げによる工期の再算定を行い、受発注者間で共有するものとする。この場合、簡便式と積み上げによる算定を比較し、工期が不足する場合は、工期の変更を行う。

５．当初算定工期及び施工中における工期の変更方法

松江市建設工事請負契約約款第２４条に基づく協議に関して、受注者は当初算定工期について、工事工程のクリティカルパス等を明確にした上で協議することが出来る。

なお、発注者は受注者が作成した工程が妥当であると判断でき、当初発注時の工期では工事完了が困難であると認められる場合には、「土木工事における適正な工期設定のガイドライン」に基づき、工期の変更に応じるなど適切な措置を講じなければならない。

また、施工中に生じた著しい悪天候や気象状況等、不測の事態により、工期延期が必要となった場合についても、上記に準じて行うものとする。

６．受注者の工期検討及び受発注者の役割について

当初工期の変更が必要と判断した場合、または前工程で受注者の責によらない事象で工程遅延が発生する等により適正な工期を確保できなくなった場合は、受注者は速やかに発注者にその旨を報告し、元下間で協議・合意した結果を以て発注者と協議を行うものとする。発注者は協議があったときは、工期変更等の方針を明確にしなければならない。

イ　施工段階

1)　工事工程クリティカルパスの共有

土木工事は、気象条件、地形条件、地域条件等の異なる状況下で現場において実施されるものである。そのため、当初想定した条件下での工程が、当初予期し得なかった種々の要因により遅れが生じたり、中断が必要になったりすることがある。そのうち、受注者の責によらない場合は、受発注者間で協議の上、適切に必要な日数を延期する必要がある。協議を円滑に実施するため、施工当初（準備期間内）において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限等（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者間で共有すること。

工事工程表は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、受注者が作成することする。

工事工程の共有にあたっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）も含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮すること。

島根県土木工事共通仕様書「１－１－１－４ 施工計画書」において、施工計画書を工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出することとしている。この施工計画書は、内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更施工計画書を監督職員に提出することとなっているため、提出時点において、必ずしも全ての項目について詳細な記載を求めるものではない。

そのため、例えば、工事工程の共有で使用する工事工程表が工事着手前に提出される施工計画書の計画工程表と必ずしも同じでなくても良い。

2)　工期の変更

受注者は、工事工程のクリティカルパス等を明確にした上で、当初算定工期について変更の協議をすることが出来る。その際、発注者は受注者が作成した工程が妥当であると判断でき、当初発注時の工期では完了が困難であると認められる場合には、原則、工期の変更に応じなければならない。また、施工中に生じた不測の事態により、工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有するものとする。

工程の変更理由が、以下①～④に例示するような受注者の責によらない場合には、原則、変更契約を行うこととするが、やむを得ない（繰越の手続きを経なければ財務上、工期を延ばせない）場合については、工事打合せ簿により受発注者双方で共有すること。

なお、個別の工事における、工期変更の判断については、「松江市建設工事設計変更ガイドライン」を踏まえ、適切に行うこととする。また、工期が翌年度に

渡ることとなったときは、繰越の手続きを適切に行うものとする。

① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合

3) 工期変更に伴う間接工事費の変更

受注者の責によらない理由による工期延期を協議する際には、あわせて、請負契約額の変更について協議を行う。請負契約額の変更については、建設工事積算基準 「第10章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算」に基づき、適切に積算を行うこと。ただし、工事請負契約書第19条に基づく直接工事費の変更により、設計図書の変更を伴う工期の延長を行う工事を除く。

なお、個別工事における、請負契約額の変更の判断については、「松江市建設工事設計変更ガイドライン」を踏まえ、適切に行うこととする。

ウ 適切な工期設定のためのチェックリスト

適切な工期設定のためには、上述のとおり、工期等に影響を及ぼす事象を考慮するとともに、その条件を適切に明示することが不可欠である。また、発注時に条件が明示できない場合や条件変更等が生じた場合には、受発注者協議の上、工期や請負代金額の変更が必要となる。

以下に発注時の条件明示や契約変更時の参考資料として、工期設定において考慮すべき事項をチェックリスト形式で示す。

工期全般にわたって考慮すべき事項

工期設定に係る要因・条件		確認※1	備考
自然要因	降雨日・降雪日（雨休率の設定等）		
	河川の出水期における作業制限		
	寒冷・多雪地域における冬期休止期間		
	その他の気象、海象などを含む自然要因		
イベント	年末年始、夏季休暇、GW、地元の催事等の特別休暇・不稼働日や交通規制期間が行われる期間		
制約条件	鉄道近接、航空制限などの立地に係る制約条件や周辺への振動、騒音等への配慮		
	搬出入時間の制限や工事車両の制限（進入時間、重量、台数）等の道路条件		
契約方式	分離発注で、当該工事の工程に関連する複数の工事がある場合、その有無や内容		
関係者との調整	地元住民や地元団体（農業・漁業組合等）、電力・ガス等の占用企業者との協議期間		
	関係者との協議調整が未了の場合（用地未買収等）、協議内容や完了予定時期		
行政への申請	特車通行許可や道路使用許可、特定建設作業実施届、建築確認など、必要な各種申請期間		
（備考）条件が一部反映・未反映の場合、条件確定時期や進捗状況を記載（例：○○頃に協議完了予定等）			

工程別に考慮すべき事項

工期設定に係る要因・条件		確認※1	備考
準備	資材や労務の調達に要する時間※2 ※2 生産・供給制約による納入遅れ、職種や地域毎の特定の人材不足の影響も考慮		
	設計図書で未決定の事項や仕様の未確定		
	工事着手前の試掘調査、土質調査や照査、現地の条件を踏まえた施工計画の作成に要する期間		
	ヤードや現場事務所設置、進入路や敷地造成、仮設設備（電力・給排水・濁水処理・給気等）の整備期間		
施工	土工事における、土質・土壌汚染・地下水・地中障害物の条件や調査状況		
	土工事における、掘削土を場外搬出する際に、1 日当り搬出できる車両台数		
	生コンクリートの工場・1 日当たりの運搬車両台数、適切な養生期間等		
	シールド工事における、製作開始前の事前検討や仮置き場所の整備・確保に要する時間		
	建設発生土の搬出先や受入要件の明示、建設副産物の再利用や処理に要する期間		
後片付け	完了検査、竣工検査・引き渡し前の後片付けや清掃、施工後の初期点検等に要する時間		
（備考）条件が一部反映・未反映の場合、条件確定時期や進捗状況を記載（例：○○頃に協議完了予定等）			

※1 ○：条件を明示し、工期に反映済
△：条件を一部明示し、工期に反映済
×：条件が明示できず、工期に未反映
－：当該工事で対象外

【発注時】

予定価格の算出完了

工期の算出方法を選択
（『積み上げ方式』or
『簡便式』）

積み上げ方式

① 準備期間、片付け期間を考慮
② 各作業の工事数量を積算基準等に記載されている作業日当り標準作業量で除し、施工に必要な実日数を算出
③ ②で算出した日数を用い、不稼働日数を算出する
④ 算出した工期日数（①+②+③）の妥当性を試算式を用い確認

簡便式

① $T = A \times P^b \times 1.21$
T：総工期　P：直接工事費
A, b ：係数
② 過去の同種・類似工事で実際に要した工期と比べることにより、工期の妥当性を確認のうえ使用する

特記仕様書に工期を明記

【受注後】

当初発注の工期が適正な工期日数であるか確認を実施

・・・受注者による確認

適当な場合

受発注者双方で工程を共有し、工期の変更は行わない

過不足がある場合

① 受発注者協議を実施し、施工順序や班編成、クリティカルパス（工程上の重要ポイント）等を受注者からヒアリングのうえ、積み上げ方式により工期を設定する
② 上記の結果を受け、原則、変更契約を行うこととするが、やむを得ない場合については、工事打合せ簿により受発注者双方で共有すること

【変更・精算時】

受注者の責によらない
工期延期が生じた場合※

・・・受注者から発注者に協議することができる

増額費用あり

① 積み上げによる工期（簡便式による算定の場合は積み上げによる工期を再算定）と受注者から提出された資料により工期の差異を確認する
② 天候による作業不能日やその他の作業不能日により、雨休率等に変動が生じたか確認を行う
③ 工期延長の客観性が認められれば、受注後に共有した工期を基に増額変更を行う

増額費用なし

工期のみの変更

※受注者の責によらない例
□著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
□ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
□ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合